

令和2年度第1回浜松市中央卸売市場青果部・水産物部合同市場取引委員会

日時：令和2年4月17日（金）

午前10時～

場所：中央棟2階 大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 審議事項

（1）浜松市中央卸売市場業務条例の改正に伴う要綱規定の改正について（令和2年6月21日施行）

（2）その他

4 閉 会

浜松市中央卸売市場青果部・水産物部合同市場取引委員会席次表

令和2年4月17日

<p>● 水産物部 委員長 株式会社浜松魚市 代表取締役社長 宮地 一郎</p>	<p>● 説明者</p>	<p>● 産業部 農林水産担当部長 山下 文彦</p>	<p>● 産業部 中央卸売市場長 鈴木 克幸</p>
<p>● 青果部 委員長 株式会社浜中 代表取締役社長 山下 茂春</p>		<p>● 浜松魚類株式会社 代表取締役社長 川村 雅美</p>	
<p>株式会社浜中 代表取締役会長 池田 規 ●</p>	<p>株式会社浜松魚市 常務取締役 栗原 義隆 ●</p>	<p>● 浜松魚類株式会社 専務取締役 荒熊 豊 ●</p>	
<p>● 浜松青果株式会社 代表取締役副社長 鈴木 周司</p>	<p>● 浜松青果株式会社 代表取締役社長 松井 英司</p>	<p>● 水産仲卸協同組合 理事長 櫻井 秀己</p>	
<p>● 青果仲卸協同組合 理事長 伊藤 嗣男</p>	<p>● 水産仲卸協同組合 副理事長 鈴木 行弘</p>	<p>● 水産物商業協同組合 理事長 春日 大史</p>	
<p>● 青果物商業協同組合 理事長 山本 寿範</p>	<p>● 青果仲卸協同組合 副理事長 清水 昌孝</p>	<p>● 水産物商業協同組合 副理事長 鈴木 伸一</p>	
<p>● 青果物商業協同組合 副理事長 村上 百里</p>	<p>● 水産物清算株式会社 代表取締役社長 秋元 隆</p>	<p>● 関連事業協同組合 副理事長 長谷川 晴久</p>	
<p>● 果物商業協同組合 副理事長 坪井 洋一郎</p>	<p>● 関連事業協同組合 副理事長 犬塚 幹夫</p>		
	<p>● 事務局</p>	<p>● 産業部 中央卸売市場 市場長補佐 高柳 光男</p>	
	<p>● 事務局</p>	<p>● 事務局</p>	

浜松市中央卸売市場青果部市場取引委員会名簿 (令和元年5月1日～令和4年4月30日)

番号		所属	団体名	役職名	氏名	所在地	電話	備考
1	委員	卸売業者	浜松青果株式会社	代表取締役社長	松井 英司	浜松市新貝町239-1	427-7000	再任(前委員長)
2	委員			代表取締役副社長	鈴木 周司	同上		再任
3	委員		株式会社 浜 中	代表取締役会長	池田 規	同上	427-7050	再任
4	委員			代表取締役社長	山下 茂春	同上		新規
5	委員	仲卸組合	浜松市中央卸売市場 青果仲卸協同組合	理事長	伊藤 嗣男	同上	427-7170	再任
6	委員			副理事長	清水 昌孝	同上		再任
7	委員	売買参加者	浜松市中央卸売市場 青果物商業協同組合	理事長	山本 寿範	同上	427-7153	新規
8	委員			副理事長	村上 百里	同上		再任
9	委員		浜松果物商業協同組合	副理事長	坪井 洋一郎	同上	427-7590	再任
10	委員	関連事業者	浜松市中央卸売市場 関連事業協同組合	副理事長	犬塚 幹夫	同上	427-7501	再任

浜松市中央卸売市場水産物部市場取引委員会名簿 (令和元年5月28日～令和4年4月30日)

番号		所属	団体名	役職名	氏名	所在地	電話	備考
1	委員	卸売業者	浜松魚類株式会社	代表取締役社長	川村 雅美	浜松市新貝町239-1	427-7301	新規
2	委員			専務取締役	荒熊 豊	同上		新規
3	委員		株式会社 浜松魚市	代表取締役社長	宮地 一郎	同上	427-7201	再任
4	委員			常務取締役	栗原 義隆	同上		再任
5	委員	仲卸組合	浜松市中央卸売市場 水産物仲卸協同組合	理事長	櫻井 秀己	同上	427-7381	再任
6	委員			副理事長	鈴木 行弘	同上		新規
7	委員	売買参加者	浜松市中央卸売市場 水産物商業協同組合	理事長	春日 大史	同上	427-7391	再任
8	委員			副理事長	鈴木 伸一	同上		再任
9	委員		浜松市中央卸売市場 水産物精算株式会社	代表取締役社長	秋 元 隆	同上	427-7491	再任
10	委員	関連事業者	浜松市中央卸売市場 関連事業協同組合	副理事長	長谷川 晴久	同上	427-7501	再任

## 浜松市中央卸売市場業務条例及び施行規則並びに要綱改正について（概要版）

## 【改正の理由】

この改正は、国が示す卸売市場法の改正に伴い浜松市中央卸売市場業務条例及び同条例施行規則並びに要綱の改正を行う経緯となり、昭和54年に開場した中央卸売市場の許可について、改めて農林水産大臣に浜松市中央卸売市場として認定されるための手続きを行うため、現行条例の一部を改正したものです。

なお、現在の卸売業者、仲卸業者、関連事業者、売買参加者及び買出人の市場の登録については、条例等の改正後も新たな手続きを施すことなく引き継がれていますことを申し添えます。

この新しい条例、規則並びに要綱は、令和2年6月21日から実施されますことを改めてご報告いたします。

改正有無	条番号	条例の項目	条例規定	規則・要綱規定
-	第1条	目的	・卸売市場法に基づき、市場の業務運営、施設の管理、適正かつ健全な運営の確保により生鮮食料品等の取引の適正化、流通の円滑化、品質の高度化を図り、市民生活の安定に資する。	
-	第2条	市場の名称、位置及び面積	・名称：浜松市中央卸売市場（以下「市場」） ・位置：浜松市南区新貝町239番地の1 ・面積：165,068平方メートル	
改正	第3条	取扱品目	・野菜、果実及びこれらの加工品並びに市長が定めるその他の食料品（以下「青果物」） ・生鮮水産物及びその加工品並びに市長が定めるその他の食料品（以下「水産物」） ・取扱品目において疑義あるときは、市長が定める	【様式を定める要綱（以下「様式要綱」）第2条】 ・「市長が定めるその他の食料品」とは、 ・共通：穀物、豆類、鳥卵及びその加工品、調理冷凍加工品 ・青果物のみ：出荷者が持ち込む少量の花き類、鶏卵 ・水産物のみ：肉類加工品、加工野菜類（漬物、乾物含む。）
-	第4条	開場の期日	市場は、次の掲げる日を除き、毎日開場する ・日曜日（1/5、12/27～12/30までが日曜日の場合は、その日を除く） ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・1/2～1/4、12/31	
-	第5条	開場の時間	市場の開場時間は、午前零時から午後12時	
新規	第6条	卸売の業務の許可	・市場に出荷される生鮮食料品等について、出荷者から卸売の委託、又は買い受けて市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない	【規則第2条】：申請記載事項及び添付書類規定 【様式要綱第3条】 ・卸売業務許可申請書（第1号様式） ・卸売業務許可証（第2号様式）交付
-	第7条	卸売業者の数	・青果物：2 水産物：2	
-	第8条	卸売業者の責務	・卸売業務を適正かつ健全に運営、生鮮食料品等の公正な集荷、品質管理の高度化、公正明朗な取引、流通経費の節減に努めなければならない	
-	第9条	保証金の預託等	・卸売業務の許可を受けた日から1月以内に市に預託しなければならない ・保証金を預託後でなければ業務開始できない	【規則第3条】：添付書類 【様式要綱第4条】：誓約書（第3号様式）提出
-	第10条	保証金の額等	・卸売業者が預託しなければならない保証金の額	【規則第4条】：保証金の額について詳細規定
-	第11条	保証金の追加預託	・保証金の差押え等処分による不足が生じた場合の追加預託	
-	第12条	保証金の充当	・市場使用料等の納付怠った場合の充当	
-	第13条	保証金の返還	・卸売業者が資格を失った日から起算して60日経過後でなければ返還できない	
新規	第14条	名称の変更等の届出	・卸売業務の開始、休止、再開又は廃止及び許可内容に変更がある場合の届出 ・合併以外の事由による解散の場合は、清算人又は破産管財人による届出	【規則第5条】：申請記載事項及び添付書類規定 【様式要綱第5条】 ・卸売業務の開始・休止・再開又は廃止に係る届出書（第4号様式） ・名称変更等届出書（第5号様式） ・合併以外の事由による解散等届出書（第6号様式）

改正有無	条番号	条例の項目	条例規定	規則・要綱規定
新規	第 15 条	卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け・合併及び分割	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者の卸売の業務に係る事業の譲渡し譲受けにおいて認可を受けたときは、譲受人は地位を承継する</li> <li>卸売業者の合併又は分割に係る認可を受けたときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人、分割によりその業務を承継した法人は、その地位を承継する</li> </ul>	<p>【規則第 6 条】：申請記載事項及び添付書類規定</p> <p>【様式要綱第 6 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>譲渡し譲受け認可申請書（第 7 号様式）</li> <li>譲渡し譲受け認可書（第 8 号様式）交付</li> <li>合併認可申請書（第 9 号様式）</li> <li>合併認可書（第 10 号様式）交付</li> <li>分割申請書（第 11 号様式）</li> <li>分割認可書（第 12 号様式）交付</li> </ul>
新規	第 16 条	卸売業務の許可の取消し	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者が次のいずれかに該当したときは卸売業務の許可を取消さなければならない <ul style="list-style-type: none"> <li>法の規定により罰金刑に処せられた者等</li> <li>暴力団員等若しくは業務に従事させた者</li> <li>破産手続開始の決定を受け復権を得ない者</li> <li>1 月以内その許可に係る業務を開始しない者</li> </ul> </li> <li>許可の取消しに係る聴聞の期日における審査は公開により行わなければならない</li> </ul>	
新規	第 17 条	事業の報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者は、事業報告書を作成し、市長に提出するとともに、出荷者等に閲覧の申し出があった場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければならない。</li> </ul>	<p>【規則第 7 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業年度経過後 90 日以内に開設者へ提出</li> <li>農水省令第 7 条に基づく事業報告書作成（別記様式第 2 号）</li> <li>閲覧は、貸借対照表及び損益計算書</li> </ul>
改正	第 18 条	せり人の登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、市長の登録を受けている者でなければならない</li> </ul>	<p>【規則第 8 条】：申請記載事項及び添付書類規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>せり人登録証（第 1 号様式）交付</li> <li>せり人章（第 2 号様式）交付</li> </ul>
	第 19 条	せり人の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>せり人は、その職務を誠実かつ公正に遂行し、迅速に処理しなければならない</li> </ul>	<p>【様式要綱第 7 条～第 12 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該卸売業者が推薦する者</li> <li>卸売の業務への従事が 1 年以上の者（通算 1 年）</li> </ul>
	第 20 条	せり人登録の取消し	<ul style="list-style-type: none"> <li>せり人が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</li> <li>禁固以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で刑が終わり 3 年を経過しない者</li> <li>暴力団員等であるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録は、毎年 4 月 1 日、ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない</li> <li>せり人登録申請書（第 13 号様式）</li> <li>せり人登録者が氏名又は住所に変更が生じた場合の届出書（第 14 号様式）</li> <li>せり人登録者が死亡、解雇又はせりを行わなくなったとき、せり人登録消除届出書（第 15 号様式）提出</li> <li>せり人登録者がせり人登録証、又はせり人章を紛失した場合は、せり人登録証（せり人章）紛失（損傷）等届出書（第 16 号様式） ※当該再交付費用負担有</li> <li>市長は、卸売業者のせり人又は販売担当者に対し研修を実施することができる</li> </ul>
	第 21 条	登録証の携帯等	<ul style="list-style-type: none"> <li>せり人は、卸売のせりに従事するときは、登録証を携帯するとともにせり人章を着用しなければならない</li> </ul>	
-	第 22 条	仲卸の業務の許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売しようとする者は、市長の許可を受けなければならない</li> </ul>	<p>【規則第 10 条】：申請記載事項及び添付書類規定</p> <p>【様式要綱第 13 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仲卸業務許可申請書（第 17 号様式）</li> <li>許可者に対し仲卸業務許可証（第 18 号様式）交付</li> <li>資格要件として取扱品目の卸売業務の経験が 3 年以上（法人にあつては、業務を執行する役員）</li> <li>業務の有効期間を 5 年以内とし、更新制とする</li> </ul> <p>【仲卸業務要綱第 5 条～第 9 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仲卸業務を補助する仲卸補助者のせり参加届出</li> <li>仲卸補助者章の交付とともに、せり参加着用、資格喪失の場合は、解任届出とともに補助者章の返還</li> <li>仲卸補助者の氏名又は住所等の変更届</li> <li>仲卸補助者の有効期間は仲卸業者に属する期間</li> <li>仲卸補助者章の紛失の再交付届出※交付費用負担有</li> </ul>

改正 有無	条番号	条例の項目	条例規定	規則・要綱規定
-	第 23 条	仲卸業者の数	・青果物：12 水産物：18	
-	第 24 条	仲卸業者の責務	・仲卸しの業務を適正かつ健全に運営し、取扱品目の公正かつ妥当な評価（目利き機能）に努め、品質管理の高度化、公正明らかな取引の推進、流通の円滑化に努めなければならない	
-	第 25 条	保証金の預託等	・仲卸業務の許可を受けた日から1月以内に市に預託しなければならない ・保証金を預託後でなければ業務開始できない	【規則第11条】：添付書類規定 【様式要綱第14条、第15条】 ・誓約書（第3号様式）の提出 ・仲卸業者章（第19号様式）の交付 ・卸売に参加するときは仲卸業者章を着用 ・資格を失った場合は、市長へ返還
-	第 26 条	保証金の額等	・仲卸業者が預託しなければならない保証金の額	【規則第12条】：施設使用料の3倍相当
-	第 27 条	名称の変更等の届出	・仲卸業務の開始、休止、再開又は廃止及び許可内容に変更がある場合の届出 ・仲卸業者の死亡、又は合併以外の事由による解散の場合は、相続人、清算人又は破産管財人による届出	【規則第13条】：申請記載事項及び添付書類規定 【様式要綱第16条】 ・仲卸業務の開始・休止・再開又は廃止に係る届出書（第20号様式） ・名称変更等届出書（第21号様式） ・合併以外の事由による解散等届出書（第22号様式）
-	第 28 条	仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け、合併及び分割	・仲卸業務に係る事業の譲渡し譲受けにおいて認可を受けたときは、譲受人は地位を承継する ・仲卸業者の合併又は分割に係る認可を受けたときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人、分割によりその業務を承継した法人は、その地位を承継する	【規則第14条】：申請記載事項及び添付書類規定 【様式要綱第17条】 ・譲渡し譲受け認可申請書（第23号様式） ・譲渡し譲受け認可書（第24号様式）交付 ・合併認可申請書（第25号様式） ・合併認可書（第26号様式）交付 ・分割申請書（第27号様式） ・分割認可書（第28号様式）交付
-	第 29 条	仲卸し業務の相続	・仲卸業者の死亡により相続人が引き続きその業務を営むときは、認可を受けなければならない	【規則第15条】：申請記載事項及び添付書類規定 【様式要綱第18条】 ・相続認可申請書（第29号様式） ・認可したときは、相続認可書（第30号様式）交付
-	第 30 条	仲卸業務の許可の取消し	・仲卸業者が次のいずれかに該当したときは仲卸業務の許可を取消さなければならない ・法の規定により罰金刑に処せられた者等 ・暴力団員等若しくは業務に従事させた者 ・破産手続開始の決定を受け復権を得ない者 ・1月以内その許可に係る業務を開始しない者 ・許可の取消しに係る聴聞の期日における審査は公開により行わなければならない	
-	第 31 条	事業の報告	・事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない	【規則第16条】：申請記載事項及び添付書類規定 ・当該事業年度経過後90日以内の提出 ・貸借対照表、損益計算書の添付 ・毎月の売上高報告を翌月10日までに提出 【様式要綱第20条】 ・事業報告書（第32号様式）提出 ・月間売上高報告書（第33号様式）提出

改正 有無	条番号	条例の項目	条例規定	規則・要綱規定
-	第 32 条	売買参加者の承認	<p>・市場内で卸売業者から卸売を受ける者（仲卸業者を除く。）は、市長の承認を受けなければならない</p>	<p><b>第 1 章 売買参加者</b></p> <p><b>【売買参加者要綱第 2 条】：資格要件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱品目を一般消費者に販売する小売業者</li> <li>・取扱品目を加工して販売する加工業者</li> <li>・卸売業務に継続して 3 年以上経験、現に事業従事</li> <li>・浜松市中央卸売市場の取扱業務に 1 年以上経験有</li> </ul> <p><b>【売買参加者要綱第 3 条】：欠格事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破産手続開始の決定を受け復権を得ない者</li> <li>・市町村民税を滞納している者</li> <li>・必要な行政庁の許可のない者</li> <li>・暴力団員等</li> </ul> <p><b>【売買参加者要綱第 4 条】：申請記載事項、添付書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売買参加者承認申請書（第 1 号様式）</li> <li>・事業調書（第 2 号様式）</li> </ul> <p><b>【売買参加者要綱第 6 条】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・承認時、売買参加者承認証（第 3 号様式）交付</li> <li>・売買参加者章（第 4 号様式）、氏名章（第 5 号様式）交付</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・せり参加には、売買参加者章及び氏名章を着用</li> <li>・せり参加資格喪失の場合は、売買参加者章の返還</li> </ul> <p><b>【売買参加者要綱第 7 条～第 12 条】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称の変更等による申請</li> <li>・事業の譲渡し譲受けによる業務承継確認書</li> <li>・売買参加者の住所、所在地、店舗名称及び法人にあっては、役員等の変更届出</li> <li>・卸売を受けることを廃止する場合の辞退届出書</li> <li>・承認の有効期間は 5 年以内で更新制</li> <li>・売買参加者章、氏名章の紛失届出による再発行</li> </ul> <p><b>第 2 章 売買参加補助者</b></p> <p><b>【売買参加者要綱第 13 条】：申請記載事項、添付書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売買参加補助者指名届出書（第 1 1 号様式）</li> <li>・売買参加補助章（第 1 2 号様式）氏名章（第 1 3 号様式）交付</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・せりに参加には、売買参加補助章、氏名章を着用</li> <li>・せり参加資格喪失は、解任届出書（第 1 4 号様式）提出、売買参加補助章の返還</li> <li>・売買参加補助者の氏名、住所等の変更等届出書</li> <li>・売買参加補助者の有効期間は売買参加者に属する期間とし、更新の手続きが必要</li> <li>・売買参加補助者章等の紛失の場合は届出書、再発行</li> </ul>

改正 有無	条番号	条例の項目	条例規定	規則・要綱規定
-	第 33 条	買出人の承認	・市場内で仲卸業者から販売を受ける者（売買参加者を除く。）は、市長の承認を受けなければならない	<p><b>第 1 章 買出人</b></p> <p>【買出人要綱第 2 条】：資格要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱品目を一般消費者に販売する小売業者</li> <li>・取扱品目を加工して販売する加工業者</li> </ul> <p>【買出人要綱第 3 条】：欠格事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破産手続開始の決定を受け復権を得ない者</li> <li>・市町村民税を滞納している者</li> <li>・必要な行政庁の許可のない者</li> <li>・暴力団員等</li> </ul> <p>【買出人要綱第 4 条】：申請記載事項、添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・買出人承認申請書（第 1 号様式）</li> <li>・事業調書（第 2 号様式）</li> </ul> <p>【買出人要綱第 6 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・承認時、買出人承認証（第 3 号様式）交付</li> <li>・買出人章（第 4 号様式）氏名章（第 5 号様式）交付</li> <li>・市場内取引は買出人章及び氏名章を着用</li> <li>・市場内取引資格喪失は、辞退届提出、買出人章返還</li> </ul> <p>【買出人要綱第 7 条～第 12 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称、代表者氏名等の変更は、名称変更等申請書</li> <li>・事業の譲渡し譲受けによる業務承継確認書</li> <li>・買出人住所変更等届出書</li> <li>・仲卸業者の販売を受けることの廃止、買出人辞退届出書</li> <li>・承認の有効期間は 5 年以内で更新制</li> <li>・買出人章、氏名章の紛失届出による再発行</li> </ul> <p><b>第 2 章 買出補助者</b></p> <p>【買出人要綱第 13 条】：申請記載事項、添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・買出補助者指名届出書（第 1 1 号様式）</li> <li>・買出補助章（第 1 2 号様式）氏名章（第 1 3 号様式）交付</li> <li>・市場内取引においては買出補助章、氏名章を着用</li> <li>・買出補助者資格喪失の場合は、解任届出書（第 1 4 号様式）提出、買出補助章を返還</li> <li>・買出補助者氏名、住所等の変更等届出書</li> <li>・買出補助者の有効期間は買出人の有効期間、更新制</li> <li>・買出補助者章等の紛失の場合は届出書による再発行</li> </ul>
-	第 34 条	売買参加者及び買出人の責務	・売買参加者、買出人は、一般消費者への小売、加工業務を適正かつ健全に運営し、品質管理の高度化、公正明朗な取引を推進しなければならない	
-	第 35 条	関連事業者の許可	・市場機能の充実を図り、出荷者、売買参加者、買出人その他の市場の利用者に便益を提供するために市場内の店舗その他の施設において行う業務を行おうとする者は許可を受けなければならない	<p>【規則第 1 7 条】：関連業務の資格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売、取扱品目の保管、貯蔵、運搬等その他の市場機能充実に資するもの</li> <li>・飲食店営業その他の市場利用者に便益提供するもの</li> </ul> <p>【規則第 1 8 条】：申請記載事項、添付書類</p> <p>【様式要綱第 2 1 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連業務許可申請書（第 3 4 号様式）</li> <li>・許可には、関連業務許可証（第 3 5 号様式）交付</li> </ul> <p>【関連業務要綱第 2 条】：欠格事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務経験が 3 年以上の経験を有しない者</li> <li>・市町村民税を滞納している者</li> <li>・業務に必要な行政庁の許可のない者</li> </ul> <p>【関連業務要綱第 4 条】：有効期間、更新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可の有効期間は 5 年以内で更新制</li> </ul>

改正 有無	条番号	条例の項目	条例規定	規則・要綱規定
-	第 36 条	関連事業者の責務	・関連事業者は、その業務を適正かつ健全に運営し、市場機能の充実又は市場の利用者に対する便益の提供に努めなければならない	
-	第 37 条	保証金の預託等	・関連事業者は許可を受けた日から 1 月以内に市に預託しなければならない ・保証金を預託後でなければ業務開始できない	【様式要綱第 2 2 条】 ・誓約書（第 3 号様式）提出
-	第 38 条	保証金の額等	・関連事業者が預託しなければならない保証金の額	
-	第 39 条	関連業務の許可の取消し	・関連事業者が次のいずれかに該当したときは又はその業務を適確に遂行するために必要な資力信用を有しなくなったときは、許可を取消さなければならない ・破産手続開始の決定を受け復権を得ない者 ・禁固以上の刑、法の規定により罰金刑に処せられた者で 3 年を経過しない者等 ・暴力団員等若しくは業務に従事させた者 ・1 月以内その許可に係る業務を開始しない者	
-	第 40 条	関連業務の規制	・関連事業者は、許可を受けた取扱品目又は営業種目以外のものを取り扱ってはならない	
-	第 41 条	準用	・関連事業者の名称の変更等の届出、事業の譲渡し譲受け、合併、分割、相続については、仲卸業者の規定を準用する	【様式要綱第 2 3 条】 ・名称の変更等の届出、事業の譲渡し譲受け、合併、分割、業務の相続は、仲卸業者の規定を準用
-	第 42 条	売買取引の制限	・取引参加者（出荷者、卸売業者、仲卸業者、売買取引参加者、買出人）は、市場における売買取引を公正かつ効率的に行わなければならない	
改正	第 43 条	売買取引の方法	・市場において行う卸売は、せり売若しくは入札の方法又は相対取引によらなければならない ・市長は、市場における適正かつ健全な売買取引を確保するために必要があるときは必要な事項を指示することができる ・卸売業者は、相対取引の方法により卸売をするときは、供給の状況及び公正な価格形成に配慮しなければならない	
-	第 44 条	卸売業者の業務の規制（兼業業務）	・取扱品目に属する物品の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き市長の承認を受けなければならない	【規則第 2 2 条】：申請記載事項、添付書類を規定 【様式要綱第 2 4 条】 ・卸売業者の兼業業務の承認申請書（第 3 6 号様式） ・承認には、卸売業者の兼業業務の承認書（第 3 7 号様式）交付
改正	第 45 条	差別的取扱いの禁止等	・市長は、取引参加者に対し、不当に差別的な取扱いをしてはならない。 ・卸売業者は、出荷者、仲卸業者その他買受人に対し、差別的取扱いをしてはならない。 ・卸売業者は、卸売のための販売の委託の申込みがあった場合、その引受けを拒んではならない	【規則第 2 3 条】 ・受託拒否の正当な理由は、農水省令第 6 条に掲げるものとする
改正	第 46 条	第三者販売の実績報告	・卸売業者は、卸売の業務に関し、仲卸業者・売買取引参加者以外の者に卸売をしたときは、市長に報告しなければならない	【規則第 2 4 条】：報告記載事項の規定 【様式要綱第 2 5 条】 ・仲卸業者及び売買取引参加者以外の者への卸売報告書（第 3 8 号様式）

改正有無	条番号	条例の項目	条例規定	規則・要綱規定
改正	第 47 条	商物分離の実績報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者は、卸売の業務に関し、卸売をするために市場以外の場所に物品の保管をしようとするときは、市長に届出しなければならない。</li> <li>当該届出内容の変更、又は保管しなくなった場合も届け出なければならない</li> <li>卸売業者は、卸売の業務に関し、市場内にある物品以外の物品の卸売をしたときは、市長に報告しなければならない</li> </ul>	<p>【規則第 2 5 条】：届出等記載事項、添付書類の規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市場外の保管場所の届出</li> <li>市場外の保管場所の変更及び廃止の届出</li> <li>市場外の保管場所からの卸売報告を翌月 10 日提出</li> </ul> <p>【様式要綱第 2 6 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卸売市場外保管場所の指定（解除）届出書（第 3 9 号様式）</li> <li>卸売市場外にある物品の卸売報告書（第 4 0 号様式）</li> </ul>
改正	第 48 条	自社買受の実績報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者は、取扱品目の卸売の相手方として物品を買い受けたときは、市長に報告しなければならない</li> </ul>	<p>【規則第 2 6 条】：報告記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自社買受の報告を翌月 10 日提出</li> </ul> <p>【様式要綱第 2 7 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者の卸売の相手方としての買受け報告書（第 4 1 号様式）</li> </ul>
改正	第 49 条	卸売の記録の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者は、卸売の業務として卸売を行った物品について記録し、市長に提出しなければならない</li> </ul>	<p>【規則第 2 7 条】：報告記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卸売年月日</li> <li>卸売物品の品名、数量、販売金額</li> <li>提出時期は、販売終了後直ちに</li> </ul> <p>【卸売の記録に関する要綱第 2 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卸売の記録とは、販売年月日、出荷者名、品名、荷姿、等級階級、買受数量、買受総量目、単価、買受人及び金額等を記入したもの（販売原票という）の提出</li> <li>委託者から受託した物品の出荷者名、品名、荷姿、等級階級、買受数量、買受総量目、単価、買受人及び金額等を記入したもの（売買仕切書）の提出</li> <li>電子媒体による提出（当日の午後 3 時まで提出）</li> </ul>
改正	第 50 条	仲卸業者の業務の規制【直荷引きの実績報告】	<ul style="list-style-type: none"> <li>仲卸業者は、取扱品目に属する物品について販売の委託の引受けをしてはならない</li> <li>仲卸業者は、市場の卸売業者、仲卸業者以外の者から買い入れて市場内で販売したときは、市長に報告しなければならない。</li> </ul>	<p>【規則第 2 8 条】：報告記載事項の規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直荷引きによる販売した物品の数量、販売金額報告を翌月 10 日提出</li> </ul> <p>【様式要綱第 2 8 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者及び仲卸業者以外の者からの買入れ物品販売報告書（第 4 2 号様式）</li> </ul>
-	第 51 条	仲卸業者の業務の規制（兼業業務）	<ul style="list-style-type: none"> <li>取扱品目に属する物品の販売をしようとするときは、当該許可の仲卸しの業務として業務をする場合を除き、市長の承認を受けなければならない</li> </ul>	<p>【規則第 2 9 条】：申請記載事項の規定</p> <p>【様式要綱第 2 9 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仲卸業者の兼業業務の承認申請書（第 4 3 号様式）</li> <li>承認には、仲卸業者の兼業業務の承認書（第 4 4 号様式）交付</li> </ul>
-	第 52 条	売買取引の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>せり売入札の方法による卸売において次のいずれかに該当するときは、売買の差し止め、せり直し又は再入札を命ずることができる</li> <li>談合その他不正行為を認めるとき</li> <li>不当な価格を生じたとき又はおそれのあるとき</li> <li>卸売業者、仲卸業者、売買参加者、買出人が次の各号に該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる</li> <li>売買について不正又は不当な行為を認めるとき</li> <li>買受代金の支払を怠ったとき</li> </ul>	
-	第 53 条	衛生上有害な物品等の売買禁止等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長は、衛生上有害な物品又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されおらず人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品が市場に搬入されないよう努めるものとする</li> </ul>	

改正有無	条番号	条例の項目	条例規定	規則・要綱規定
新規	第 54 条	卸売業者の売買取引の条件の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者は、取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の收受に関する条件を含む。）を公表しなければならない</li> <li>販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めてときは、市長に届け出なければならない</li> <li>当該受託契約約款の内容を変更したときも同様とする</li> </ul>	<p>【規則第 30 条】：報告記載事項の規定（農水省令第 5 条規定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●次に掲げる事項についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない</li> <li>・営業日及び営業時間</li> <li>・取扱品目</li> <li>・生鮮食品等の引渡し方法</li> <li>・委託手数料その他の生鮮食品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額</li> <li>・生鮮食品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法</li> <li>・売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭がある場合には、その種類、内容及びその額</li> </ul> <p>【様式要綱第 30 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託契約約款（変更）届出書（第 4 5 号様式）</li> </ul>
改正	第 55 条	売買取引の結果を市長報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者は、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の收受の状況を含む。）その他の公正な生鮮食品等の取引の指標となる事項を市長に報告しなければならない。</li> </ul>	<p>【規則第 31 条】：報告記載事項の規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●インターネットの利用その他の適切な方法による公表</li> <li>・その日の主要な品目・産地の卸売予定数量</li> <li>・その日の主要な品目の卸売の数量及び価格（高値・中値・安値に区分して）</li> <li>・その月の販売先ごとの卸売実績報告書を翌月 5 日までに提出</li> <li>・その月の販売区分ごとの卸売数量・販売金額及び市況の概要を翌月 10 日までに提出</li> <li>・卸売予定数量及び当日の卸売価格の公表は、せり売又は入札の方法又は相対取引に区分</li> </ul> <p>【様式要綱第 31 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売予定数量等報告書（第 4 6 号様式）を販売開始事項の 30 分前までに公表</li> <li>・主要品目せり売・相対取引卸売価格等報告書（第 4 7 号様式）</li> <li>・卸売実績報告書（第 4 8 号様式）翌月 5 日提出</li> <li>・月間市況等報告書（第 4 9 号様式）翌月 10 日提出</li> </ul>
-	第 56 条	卸売業者による売買取引結果等の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者は、売買取引の結果等を公表しなければならない</li> </ul>	<p>【規則第 32 条】：農水省令第 8 条規定</p>
-	第 57 条	開設者による売買取引の結果等の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長は、卸売業者から売買取引の結果等の報告を受けたときは、速やかに、卸売の数量、価格その他の事項を公表しなければならない</li> </ul>	<p>【規則第 33 条】：農水省令第 3 条規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その日の主要な品目・産地の卸売予定数量</li> <li>・その日の主要な品目の卸売の数量及び価格（高値・中値・安値に区分して）</li> </ul>
改正	第 58 条	支払期日、支払方法その他の決済の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者が出荷者から委託された物品の販売金額の支払（卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用を控除した額）</li> <li>卸売業者が出荷者から買受けた物品の販売金額の支払</li> <li>卸売業者から卸売を受けた者の販売金額の支払</li> <li>仲卸業者から販売を受けた者の販売金額の支払</li> <li>市場の売買取引の支払方法は、現金、送金等</li> <li>契約で支払期日、支払方法その他の決済の方法を定める場合は、当該契約の定めによる</li> </ul>	<p>【規則第 34 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者の委託物品の卸売に対する販売金額の支払は、卸売をした日の翌日から起算して 2 日を経過する日</li> <li>卸売業者の買受物品の卸売に対する販売金額の支払は、買い受けた日から起算して 2 日を経過する日</li> <li>卸売業者から卸売を受けた者は、卸売を受けた日から起算して 7 日を経過する日</li> <li>仲卸業者から販売を受けた者は、販売を受けた日から起算して 7 日を経過する日</li> </ul>

改正有無	条番号	条例の項目	条例規定	規則・要綱規定
改正	第 59 条	出荷奨励金の交付	・卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる	
改正	第 60 条	完納奨励金の交付	・卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に対して完納奨励金を交付することができる	
-	第 61 条	施設の使用指定等	・卸売業者、仲卸業者、関連事業者が使用する市場施設の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する ・市場の業務の適正かつ健全な運営及び品質管理の高度化を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者その他の者に対して市場施設の使用を許可することができる ・使用の許可を受けた者は、1月以内に保証金を市に預託しなければならない ・保証金の額は、使用料の月額額の6倍に相当する額とする ・使用指定並びに使用許可を受けた者は、その適正な使用に努めなければならない	【規則第35条】：申請記載事項の規定 【様式要綱第32条】 ・市場施設使用指定申請書（第50号様式） ・指定したときは市場施設使用指定書（第51号様式）交付 ・市場施設使用許可申請書（第52号様式） ・許可したときは市場施設使用許可書（第53号様式）交付
-	第 62 条	用途、転貸等の禁止	・使用者は、市場施設の用途を変更し、又は施設の全部、一部を転貸し、他人に使用させてはならないが市長が承認したときはこの限りでない	【規則第38条】：ただし書きの承認についての申請事項を規定 【様式要綱第34条】 ・市場施設用途変更（転貸・他人の使用）承認申請書（第54号様式） ・承認したときは、市場施設用途変更（転貸・他人の使用）承認書（第55号様式）
-	第 63 条	現状変更の禁止等	・使用者は、市場施設に造作し、模様替えをし、その他市場施設の現状に変更を加える行為をしてはならないが、市長が承認したときはこの限りでない	【規則第39条】：ただし書きの承認についての申請事項を規定 【様式要綱第35条】 ・市場施設現状変更承認申請書（第56号様式） ・承認したときは、市場施設現状変更承認書（第57号様式） ・現状変更工事に係る完成届（第58号様式）
-	第 64 条	返還	・使用者の死亡、法人の解散、廃業、業務許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、指定期間内に自己費用により施設を原状に復して返還しなければならない	【規則第40条】：届出書の提出事項 ・期間内に市場施設の返還が完了しないときは、当該期間末日から返還完了期間までの相当額を納付しなければならない 【様式要綱第36条】 ・市場施設返還届出書（第59号様式）
-	第 65 条	指定又は許可の取消しその他の規制	・市長は、市場施設について、業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要と認めるときは、使用者に対し、使用の指定、許可の全部又は一部を取り消し、又は使用の制限、停止の必要な措置を命じることができる	
-	第 66 条	補修命令	・市長は、故意又は過失により市場施設を滅失、損傷した者に対し、その補修を命じ、又はこれに代わる費用弁償を命じることができる	
-	第 67 条	使用料等	・市場施設の使用料は別表に掲げる額の範囲内とする ・市場施設における電気、ガス、水道、空調等の費用及びこれらの設備の維持管理に要する費用で市長が指定するものは使用者が負担する	【規則第41条】：使用料について別表規定 【規則第42条】：修理等に要する費用の規定 【規則第43条】：使用料の納付期限の規定

改正有無	条番号	条例の項目	条例規定	規則・要綱規定
-	第 68 条	使用料の減免	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、使用料を減免することができる</li> <li>・使用者の責めに帰すことができない理由によって市場施設が使用できなくなったとき</li> <li>・市長が特別の理由があると認めるとき</li> </ul>	<p>【規則第 4 4 条】：申請書記載事項の規定</p> <p>【様式要綱第 3 7 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料減免申請書（第 6 0 号様式）</li> <li>・減免の適用期間はその年度を超えない</li> <li>・減免の決定者には、市場使用料減免決定通知書（第 6 1 号様式）交付</li> <li>・該当しなくなったときは減免事由消滅届（第 6 2 号様式）</li> </ul> <p>【様式要綱第 3 8 条】：減免取消規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場使用料減免取消通知書（第 6 3 号様式）</li> </ul> <p>【様式要綱第 3 9 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料の減免の再申請</li> </ul>
新規	第 69 条	指導及び助言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、取引参加者に対し、条例又は規則を遵守させるために必要な指導又は助言ができる。</li> </ul>	
-	第 70 条	報告及び検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務、財産に関し資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</li> <li>・立入検査には、身分を示す証明書を携帯しなければならない</li> <li>・この検査は、犯罪捜査のために認められるものではない</li> </ul>	<p>【規則第 4 5 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身分証明書（第 3 号様式）</li> </ul> <p>【様式要綱第 4 0 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査命令書（第 6 4 号様式）を当該業者に提示</li> <li>・検査員は市長が指名する</li> <li>・検査結果報告書（第 6 5 号様式）</li> </ul>
改正	第 71 条	改善措置命令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、卸売・仲卸の業務の適正かつ健全な運営を確保するため業務又は会計に関し必要な改善措置を命じることができる</li> <li>・市長は、卸売業者・仲卸業者の財産の状況が次のいずれかに該当する場合において必要な改善措置を命じることができる</li> <li>・市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため関連事業者に対し、その業務又は会計に関し必要な改善措置を命じることができる</li> </ul>	<p>【規則第 4 6 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流動資産の合計金額の流動負債の合計額に対する比率が 1 を下回った場合</li> <li>・資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が 0.1 を下回った場合</li> <li>・経常損失赤字が 3 事業年度連続した場合</li> </ul>
-	第 72 条	監督処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者、買出人、関連事業者及びその他の市場施設使用者がこの条例、規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、これらの者に対し 5 万円以下の過料に処し、又は許可の取り消し、若しくは 6 月以内の期間、業務の全部、又は一部の停止を命じることができる。</li> <li>・市長は、せり人が、この条例、規則又はこれらに基づく処分に違反した場合、又は委託者、仲卸業者、売買参加者と気脈を通じ不当な処置をなし、又はこれらの者と談合その他不正行為をさせたとき若しくは金品その他の利益を収受したときは、その登録の取り消し、若しくは 6 月以内の期間、業務の全部、又は一部の停止を命じることができる。</li> <li>・卸売業者、仲卸業者の許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない</li> </ul>	

改正 有無	条番号	条例の項目	条例規定	規則・要綱規定
-	第 73 条	開設運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、市場の開設又はその業務の運営に関し必要な事項を調査審議するため、地方自治法に基づき、浜松市中央卸売市場開設運営協議会を置く。</li> <li>・協議会、10人以内の委員をもって組織する</li> <li>・委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する</li> <li>・委員の任期は3年とする</li> <li>・協議会に会長、副会長を置き、委員の互選により定める</li> </ul>	<p>【規則第47条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会は、会長が招集し、会議の議長となる</li> <li>・協議会は、委員の過半数が出席しなければ開けない</li> <li>・議事は、出席委員の過半数をもって決し、同数は、議長が決する</li> </ul>
-	第 74 条	卸売の業務の代行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部若しくは一部を行うことができなくなった場合、当該卸売業者の販売の委託の申込みのあった物品について、他の卸売業者にその卸売の業務を行わせることができる。</li> <li>・市長は、前項の規定により卸売の業務を行わせる者がいないとき又は他の卸売業者に行わせることが不適当と認めるときは、市場の仲卸業者にその卸売の業務を行わせ、又は自らその卸売の業務を行うことができる</li> </ul>	
-	第 75 条	無許可営業の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が、それぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要があると認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない</li> <li>・市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命じることができる</li> </ul>	
-	第 76 条	市場への出入り等に対する指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内における運搬については、市長の指示に従わなければならない</li> <li>・市長は、前項の規定による指示に従わない者に対しては、市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内における運搬を禁止することができる</li> </ul>	
-	第 77 条	市場秩序の保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない</li> <li>・市場へ入場する者は、市場の清潔保持に努めるとともに、廃棄物の適正処理、排気ガス及び騒音の抑制等事業活動に伴う環境負荷の低減に努めなければならない</li> <li>・市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場へ入場する者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる</li> </ul>	<p>【規則第48条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その入場を制限し、又は退去を命じることができる。</li> <li>・市場内において、暴行、脅迫その他秩序を乱す行為をする者</li> <li>・他人の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある者</li> <li>・伝染性疾患のある者</li> <li>・管理上必要な指示に従わない者</li> </ul>

改正有無	条番号	条例の項目	条例規定	規則・要綱規定
-	第 78 条	自動車の登録の義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場内で自動車を使用する者は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。</li> <li>・登録を受けようとする者は、登録申請書を市長に提出しなければならない</li> </ul>	<p>【規則第 4 9 条】：申請書・添付書類事項の規定</p> <p>【様式要綱第 4 1 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車登録申請書（第 6 6 号様式）</li> <li>・入場登録証（第 6 7 号様式）交付</li> <li>・市場内使用特殊自動車登録証（第 6 8 号様式）交付</li> <li>・出荷者等は、卸売業者の責任において管理し、登録証を交付</li> </ul> <p>【様式要綱第 4 2 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の登録は、有効期間を定め登録の更新制</li> <li>・入場登録証は、5 年以内</li> <li>・市場内使用特殊自動車登録証は、3 年以内</li> </ul> <p>【様式要綱第 4 3 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入場登録証又は市場内使用特殊自動車登録証の紛失したときは、入場登録証（市場内使用特殊自動車登録証）紛失（損傷）等届出書（第 6 9 号様式）提出し、再発行</li> <li>・入場登録証等に係る自動車の入れ替えときは、車両変更報告書（第 7 0 号様式）の届出</li> </ul> <p>【様式要綱第 4 4 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録証の交付を受けた者が当該自動車を廃止し、又は市場を利用しなくなったときは、自動車登録消除届出書（第 7 1 号様式）の届出るとともに、登録証を返還</li> </ul> <p>【様式要綱第 4 5 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入場登録証、市場内使用特殊自動車登録証の交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなければならない</li> </ul>
-	第 79 条	許可等の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には、有効期間その他の条件を付することができる</li> <li>・許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない</li> </ul>	<p>【規則第 5 0 条】：揭示事項</p>
-	第 80 条	委任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める</li> </ul>	<p>【規則第 5 1 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この規則の施行に必要な文書の様式は、別に定める</li> </ul> <p>【規則第 5 2 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める</li> </ul>

【出荷者等への感謝状贈呈】

【様式要綱第 4 6 条】

- ・市長は、市場における生鮮食料品等の安定供給を図るため寄与した出荷者等に対して、感謝状を贈呈することができる
- ・市場に出荷する生鮮食料品等を 2 年以上渡り安定供給し、かつ、卸売業者が推薦した者
- ・その他市長が認める者
- ・感謝状贈呈出荷者等推薦書（第 7 2 号様式）

※新条例附則について

1 (施行期日)

条例の公布日は、議決日(令和元年12月19日)但し書きは、卸売業者及び仲卸業者の業務の規制(兼業)においては、令和2年6月21日施行日前の承認申請を有効にするものと、11(規則への委任)は、この条例における規則の運用は、条例の公布日から始まっている旨の意味。(令和元年12月10日政策法務課へ確認済)従って、規則の公布日と条例の公布日が一致しなければならないという意味ではない。

2 (廃止される条例の項目)

・ せり人の登録の更新、相対取引の承認申請等、市場外にある物品の卸売の禁止、卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止、卸売業者の物品の受託等の制限、委託手数料以外の報酬の收受の禁止、受託契約約款、受託契約約款の掲示、受託物品の受領及び検収、卸売物品の相手方の明示及び引取り、仕切り金及び送金、仕切り金及び送金に関する特約、買受代金の即時支払義務、卸売代金の変更の禁止、物品の品質管理の方法、市場取引委員会。以上が令和2年6月21日から廃止となる条例規定の項目。

・ 廃止する理由は、卸売市場法の改正により卸売市場法の規定の廃止によるものです。

ご案内

## 浜松市中央卸売市場業務条例及び規則等改正について

浜松市中央卸売市場のホームページに、改正された業務条例、施行規則、要綱とともに、改正内容の概要、改正卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項（その他のルール）、改正における協議の経過も掲載しました。

インターネット  
または市 HP

浜松市中央卸売市場

検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/orosika/food/oroshi/index.html>

[ホーム](#) > [健康・福祉・子育て](#) > [食生活](#) > [浜松市中央卸売市場](#)

### 浜松市中央卸売市場



### 新着情報

- 2020年4月8日 [浜松市中央卸売市場業務条例及び規則等改正について](#) を掲載しました。
- 2020年3月27日 [2月の市場取引情報、ランキング](#) を掲載しました。
- 2019年11月14日 [「市場まつり」開催報告](#) を掲載しました。
- 2019年11月1日 [2020年\(令和2年\)市場休開場日カレンダー](#) を掲載しました。
- 2019年8月6日 [平成30年度の市場取引情報](#) を掲載しました。

**どちらかをクリック**  
「浜松市中央卸売市場業務条例及び規制等改正について」

### コンテンツメニュー

<a href="#">市場の概要</a>	<a href="#">市場の1日</a>	<a href="#">販売店紹介</a>
<a href="#">市場取引情報</a>	<a href="#">今月の取扱いランキング</a>	<a href="#">お魚豆知識</a>
<a href="#">市場休開場日カレンダー</a>	<a href="#">卸売委託手数料率一覧</a>	<a href="#">やらまいかいちば</a>

[浜松市中央卸売市場業務条例及び規則等改正について](#)

## 浜松市中央卸売市場業務条例及び規則等改正について

### 概要

卸売市場法(昭和46年法律第35号)の改正に伴い、浜松市の権限となる卸売の業務の許可に関する事項を定めるとともに、取引制限の廃止など条例の一部を改正しました。

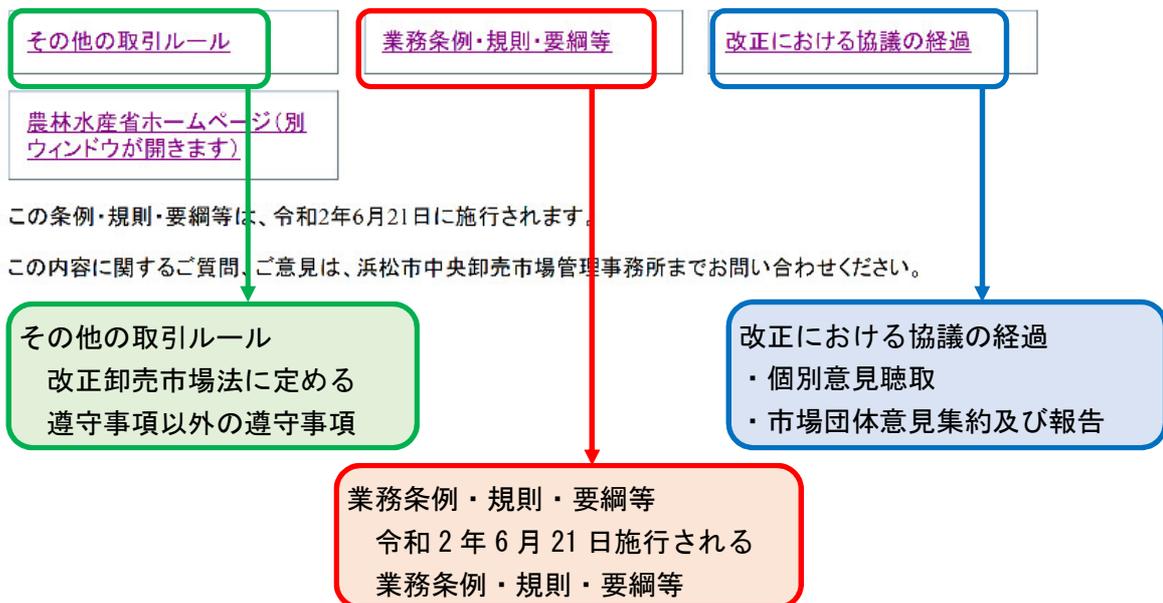
改正内容は、卸売の業務の許可、卸売業者による売買取引の条件の公表等、条例での規定が必須とされる事項等を新たに規定し、第三者販売の原則禁止をはじめとする取引制限に関する規定及び市場取引委員会の設置の規定等を廃止しています。

また、法改正の内容を踏まえ、条例規定の整理、統合及び所要の整備を行っています。

この条例は、令和2年6月21日施行となります。

種別	主な内容
新規規定	卸売の業務の許可、譲渡、名義変更、取消し等 卸売業者による売買取引の条件の公表 開設者の取引関係者に対する条例遵守に関する指導、助言 第三者販売、商物分離、自社買受け及び直荷引き取引に関する実績報告
廃止	卸売の相手方の制限(第三者販売の原則禁止) 市場外にある物品の卸売の禁止(商物一致の原則) 仲卸業者の直荷引きの原則禁止 卸売業者の卸売の相手方としての買受けの禁止(自社買受け) 売買取引における物品ごと(せり物品、せり割合物品等)の取引方法 市場取引委員会の設置

詳細は、下記の項目からご確認ください。



問い合わせ先 浜松市産業部中央卸売市場(管理事務所) 電話 427-7406

令和2年4月17日

浜松市中央卸売市場業務条例、規則、要綱の一部改正について

ご意見、ご質問をお書きください。

ご意見等は、令和2年4月24日（金）までにご提出ください。

ご意見の提出方法は、各代金決済機関にご意見箱を設置するとともに、インターネットメール、FAX（053-427-7404）、郵送等でも受付させていただきますのでよろしく  
願います。ご不明な点は、管理事務所（Tel053-427-7401）までご連絡ください。

●浜松市中央卸売市場との関係

- ①取引参加者（出荷者）②取引参加者（卸売業者）③取引参加者（仲卸業者）
- ④取引参加者（売買参加者）⑤取引参加者（買出人）⑥関連事業者

●浜松市中央卸売市場とのあなたの関係を上記番号で記入ください。

番号 \_\_\_\_\_

浜産中第12号  
令和2年4月6日

浜松市中央卸売市場  
取引参加者 各位

浜松市長 鈴木 康友  
(公印省略)

卸売市場法の改正に伴う浜松市中央卸売市場業務条例及び  
浜松市中央卸売市場業務条例施行規則並びに要綱等の一部改正について（通知）

日頃、浜松市中央卸売市場業務につきまして、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

このたび、卸売市場法の改正に伴い浜松市中央卸売市場業務条例ほかについても一部改正等を行い令和2年6月21日から施行されることとなりましたが、取引参加者の皆様におかれましては新たな手続きを施すことなく引き続き市場での取引ができます。

つきましては、取引参加者の皆様に改正された業務条例ほかを公表するとともに、ご意見等ございましたら、下記のとおりご提出くださいますようお願いいたします。

今後とも、浜松市中央卸売市場のご活用をお願いいたします。

なお、新条例、規則、要綱につきましては、4月中に浜松市中央卸売市場ホームページにアップしますのでご覧ください。

#### 記

- 1 ご意見等 別紙の「ご意見・ご質問用紙」へ記入ください。  
代金決済機関に新条例、規則、要綱の閲覧場所を設けます。
- 2 提出方法 ①代金決済機関、商業協同組合の意見箱  
②郵送  
〒435-0023  
浜松市南区新貝町239-1 浜松市中央卸売市場業務グループ  
③Eメール：[orosika@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:orosika@city.hamamatsu.shizuoka.jp)  
④FAX：053-427-7404
- 3 提出期間 令和2年4月17日（金）※以降も随時受け付けます。
- 4 業務条例ほかの閲覧  
浜松市中央卸売市場業務条例、浜松市中央卸売市場業務条例施行規則、関係要綱は意見箱を設置してある事務所に置いてありますので、ご自由にご覧ください。  
問い合わせ先 浜松市中央卸売市場（Tel.053-427-7401 高柳）

令和2年4月6日

浜松市中央卸売市場業務条例、規則、要綱の一部改正について

ご意見、ご質問をお書きください。

ご意見の提出方法は、各代金決済機関にご意見箱を設置するとともに、インターネットメール、FAX（053-427-7404）、郵送等でも受付させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。ご不明な点は、管理事務所（Tel053-427-7401）までご連絡ください。

●浜松市中央卸売市場との関係

- ①取引参加者（出荷者）②取引参加者（卸売業者）③取引参加者（仲卸業者）
- ④取引参加者（売買参加者）⑤取引参加者（買出人）⑥関連事業者

●浜松市中央卸売市場とのあなたの関係を上記番号で記入ください。

番号 \_\_\_\_\_

ご案内

## 浜松市中央卸売市場業務条例及び規則等改正について

浜松市中央卸売市場のホームページに、改正された業務条例、施行規則、要綱とともに、改正内容の概要、改正卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項（その他のルール）、改正における協議の経過も掲載しました。

インターネット  
または市 HP

浜松市中央卸売市場

検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/orosika/food/oroshi/index.html>

ホーム > 健康・福祉・子育て > 食生活 > 浜松市中央卸売市場

### 浜松市中央卸売市場



### 新着情報

- 2020年4月8日 [浜松市中央卸売市場業務条例及び規則等改正について](#) を掲載しました。
- 2020年3月27日 [2月の市場取引情報、ランキング](#) を掲載しました。
- 2019年11月14日 [「市場まつり」開催報告](#) を掲載しました。
- 2019年11月1日 [2020年\(令和2年\)市場休開場日カレンダー](#) を掲載しました。
- 2019年8月6日 [平成30年度の市場取引情報](#) を掲載しました。

**どちらかをクリック**  
「浜松市中央卸売市場業務条例及び規制等改正について」

### コンテンツメニュー

<a href="#">市場の概要</a>	<a href="#">市場の1日</a>	<a href="#">販売店紹介</a>
<a href="#">市場取引情報</a>	<a href="#">今月の取扱いランキング</a>	<a href="#">お魚豆知識</a>
<a href="#">市場休開場日カレンダー</a>	<a href="#">卸売委託手数料率一覧</a>	<a href="#">やらまいかいちば</a>

[浜松市中央卸売市場業務条例及び規則等改正について](#)

## 浜松市中央卸売市場業務条例及び規則等改正について

### 概要

卸売市場法(昭和46年法律第35号)の改正に伴い、浜松市の権限となる卸売の業務の許可に関する事項を定めるとともに、取引制限の廃止など条例の一部を改正しました。

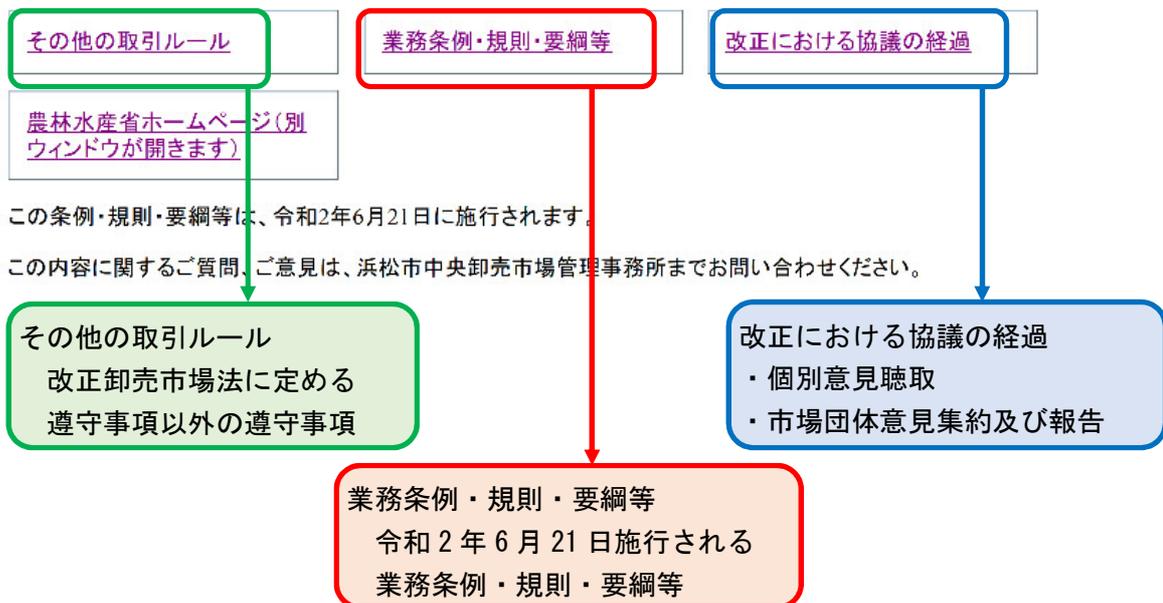
改正内容は、卸売の業務の許可、卸売業者による売買取引の条件の公表等、条例での規定が必須とされる事項等を新たに規定し、第三者販売の原則禁止をはじめとする取引制限に関する規定及び市場取引委員会の設置の規定等を廃止しています。

また、法改正の内容を踏まえ、条例規定の整理、統合及び所要の整備を行っています。

この条例は、令和2年6月21日施行となります。

種別	主な内容
新規規定	卸売の業務の許可、譲渡、名義変更、取消し等 卸売業者による売買取引の条件の公表 開設者の取引関係者に対する条例遵守に関する指導、助言 第三者販売、商物分離、自社買受け及び直荷引き取引に関する実績報告
廃止	卸売の相手方の制限(第三者販売の原則禁止) 市場外にある物品の卸売の禁止(商物一致の原則) 仲卸業者の直荷引きの原則禁止 卸売業者の卸売の相手方としての買受けの禁止(自社買受け) 売買取引における物品ごと(せり物品、せり割合物品等)の取引方法 市場取引委員会の設置

詳細は、下記の項目からご確認ください。



問い合わせ先 浜松市産業部中央卸売市場(管理事務所) 電話 427-7406

浜松市中央卸売市場業務条例及び施行規則並びに要綱改正について（概要版）

【改正の理由】

この改正は、国が示す卸売市場法の改正に伴い浜松市中央卸売市場業務条例及び同条例施行規則並びに要綱の改正を行う経緯となり、昭和54年に開場した中央卸売市場の許可について、改めて農林水産大臣に浜松市中央卸売市場として認定されるための手続きを行うため、現行条例の一部を改正したものです。

なお、現在の卸売業者、仲卸業者、関連事業者、売買参加者及び買出人の市場の登録については、条例等の改正後も新たな手続きを施すことなく引き継がれていますことを申し添えます。

この新しい条例、規則並びに要綱は、令和2年6月21日から実施されますことを改めてご報告いたします。

変更有無	条番号	条例の項目	条例規定の内容	条例を規定した理由（市の考え）
一部	3条	取扱品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>野菜、果実及びこれらの加工品並びに市長が定めるその他食料品（以下「青果物」）</li> <li>生鮮水産物及びその加工品並びに市長が定めるその他の食料品（以下「水産物」）</li> </ul>	卸売市場法の部類性の廃止に伴い条例の一部を改正するもの。 ・「市長が定めるその他の食料品」とは、 穀物、豆類、鳥卵及びその加工品、調理冷凍加工品 青果物のみ：出荷者が持ち込む少量の花き類、鶏卵 水産物のみ：肉類加工品、加工野菜類（漬物、乾物含む。）
新	6条	卸売の業務の許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</li> </ul>	卸売市場法の規定の廃止により条例で規定したもの。 ・市場の業務運営が遵守できる者でなければならない。
新	14条	名称の変更等の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売の業務の休止、再開又は廃止及び許可内容に変更がある場合は、市長に届け出なければならない。</li> </ul>	卸売市場法の規定の廃止により条例で規定するもの。
新	16条	卸売の業務の許可の取消し	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長は、許可を取り消さなければならない。</li> <li>① 法の規定により罰金刑に処せられた者等</li> <li>② 暴力団員等若しくは業務に従事させた者</li> <li>③ 破産手続開始の決定を受け復権を得ない者</li> <li>④ 一月以内その許可に係る業務を開始しない者</li> </ul>	卸売市場法の規定の廃止により条例で規定するもの。
新	17条	事業の報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者は、事業報告書を作成し、市長に提出するとともに、出荷者等に閲覧の申し出があった場合は、閲覧させなければならない。</li> </ul>	改正卸売市場法により条例で規定するもの。
一部	18条	せり人の登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者は、せり人の登録を受けようするときは、市長に申請しなければならない。</li> </ul> 【要綱規定】 ① せり人の資格要件は、卸売の業務への従事が1年以上の者（通算1年）	条例の一部を改正するもの。 ・卸売場での取引を公正かつ円滑に行うために規定。 ・自ら卸売業者が責任をもって選任することが重要。 ・せり人登録の更新及び試験制度を廃止。 ・せり人の法令等研修会参加を促し、せり売の業務を適正かつ円滑に実施させる。
維持	32条	売買参加者の承認	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場内で卸売業者から卸売を受ける者（仲卸業者を除く。）は、市長の承認を受けなければならない。</li> </ul> 【要綱規定】 ① 取扱品目を一般消費者に販売する小売業者 ② 取扱品目を加工して販売する加工業者 ③ 5年更新制 ④ 売買参加補助者の届出	現行条例に同じ。 ・売買参加者がせり売又は入札の方法による卸売に参加するため。
維持	33条	買出人の承認	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場内で仲卸業者から販売を受ける者（売買参加者を除く。）は、市長の承認が必要である。</li> </ul> 【要綱規定】 ① 取扱品目を一般消費者に販売する小売業者 ② 取扱品目を加工して販売する加工業者 ③ 5年更新制 ④ 買出補助者の届出	現行条例に同じ。（5年更新制） ・買出人が市場内の店舗において仲卸業者から販売を受けるため。
一部	43条	売買取引の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者は、市場において行う卸売は、せり売若しくは入札の方法又は相対取引によらなければならない。</li> </ul>	現行条例に同じ。（共通ルール必須事項） ・せり物品、相対物品などの物品指定販売を廃止した。 せり売、入札の方法、相対取引の卸売を適正かつ円滑に行うため。

一部	45条	差別的取扱いの禁止等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、取引参加者に対し、不当に差別的な取扱いをしてはならない。</li> <li>・卸売業者は、出荷者、仲卸業者その他買受人に対し、差別的取扱いをしてはならない。</li> <li>・卸売業者は、卸売のための販売の委託の申込みがあった場合、その引受けを拒んではならない。</li> </ul>	<p>現行条例の一部改正。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正卸売市場法による共通ルール必須事項の追加。</li> <li>・特定の取引参加者のみが優位性を持つことのないようすべて取引参加者に公平な売買取引が行わなければならないため。</li> </ul>
一部	46条	第三者販売の実績報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業者は、仲卸業者・売買参加者以外の者に卸売をしたときは、その実績を市長に報告しなければならない。</li> </ul>	<p>卸売市場法の規定の廃止による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売買取引の実態を把握し、仲卸業者、売買参加者に不当に差別的な取引とならないよう指導監督するため。</li> </ul>
一部	47条	商物分離の実績報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業者は、市場外にある物品の卸売をしたときはその実績を市長に報告しなければならない。</li> <li>・市場以外の場所に物品の保管場所を設置する場合は、市長に届け出なければならない。</li> </ul>	<p>卸売市場法の規定の廃止による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売買取引の実態を把握し、仲卸業者、売買参加者に不当に差別的な取引とならないよう指導監督するため。</li> <li>・市場以外の保管場所を把握するため。</li> </ul>
一部	48条	自社買受の実績報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業者は、取扱品目の卸売の相手方として物品を買い受けたときは、市長に報告しなければならない。</li> </ul>	<p>卸売市場法の規定の廃止による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売買取引の実態を把握し、適正な会計処理に努めるよう指導監督するため。</li> </ul>
一部	49条	卸売の記録の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業者は、取扱品目の卸売をしたときは、品名、産地、出荷者、数量、単価、買受人等を記録した販売原票を市長に提出しなければならない。</li> </ul>	<p>卸売市場法の規定の廃止による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売買取引の実態を把握するため。</li> </ul>
一部	50条	直荷引きの実績報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲卸業者は、卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、毎月、その数量、金額を市長に報告しなければならない。</li> </ul>	<p>卸売市場法の規定の廃止による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売買取引の実態を把握するため。</li> </ul>
新	54条	卸売業者の売買取引の条件の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業者は、営業日、営業時間、取扱品目、商品の引き渡し方法、委託手数料、出荷者又は買受人が負担する費用、支払期日、支払方法及び奨励金等についてインターネットの利用その他適切な方法で公表しなければならない。</li> </ul>	<p>改正卸売市場法の規定による。（共通ルール必須事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷者、生産者、漁業者等が売買取引の条件を把握し、集荷先を選定するため。</li> </ul>
一部	55条	売買取引の結果を市長報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業者は、以下の事項について市長に報告しなければならない。</li> </ul>	<p>改正卸売市場法の規定による。（共通ルール必須事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売買取引の状況を把握するため。</li> <li>・毎開場日の卸売取引結果を取引参加者に公表するため。</li> <li>・市長報告は、開設者は、市場ごとに毎開場日の卸売取引結果の公表を義務付けられているため。</li> </ul>
維持	56条	卸売業者による売買取引結果等の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 主要な品目の卸売予定数量・産地（毎開場日）</li> <li>② 主要な品目の卸売数量・産地・卸売価格（毎開場日）</li> <li>③ 品目ごとの数量・卸売金額（毎月）</li> <li>④ 奨励金等の交付額（毎月）</li> </ul>	
一部	58条	決済の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業者が出荷者から委託を受けた物品の卸売金額の支払</li> <li>・卸売業者が出荷者から買受けた物品の販売金額の支払</li> <li>・卸売業者から卸売を受けた者の販売金額の支払</li> <li>・仲卸業者から販売を受けた者の販売金額の支払</li> <li>・市場の売買取引の支払方法は、現金、送金等</li> <li>・契約による支払期日、方法を定める場合は、契約の定めによる</li> </ul> <p>以上の方法で支払わなければならない。</p>	<p>改正卸売市場法の規定による。（共通ルール必須事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売の公正な売買取引を確保するため。</li> <li>・開設者及び卸売業者は、この決済の方法を公表しなければならない。</li> </ul>
一部	59条	出荷奨励金の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業者は、出荷奨励金を交付したときは、市長に報告しなければならない。</li> </ul>	<p>卸売市場法の改正により、奨励金交付の承認規定は廃止されたが、卸売業者が交付した場合は、毎月、取引参加者に対し、公表義務が課せられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売買取引の実態を把握するため。</li> <li>・卸売業者の適正な財務状況を把握するため。</li> </ul>
一部	60条	完納奨励金の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業者は、完納奨励金を交付したときは、市長に報告しなければならない。</li> </ul>	
新	69条	指導及び助言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、取引参加者に対し、条例又は規則を遵守させるために必要な指導又は助言ができる。</li> </ul>	<p>改正卸売市場法の規定により、業務条例に規定されていることが必須。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制緩和により取引の自由度が高まるため、公平公正を遵守させるためには、指導、助言、報告、検査等による是正措置も必要であるため。</li> </ul>

維持	70条	報告及び検査	・市長は、市場の卸売業者、仲卸業者及び関連事業者に対し、業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出又は、立入検査することができる。	改正卸売市場法の「卸売市場の適正かつ健全な運営」を維持するための必要な検査等。 ・適切な市場運営を行うため市場内の許可業者の財務状況を把握する必要もある。
一部	71条	改善措置命令	・市長は、卸売・仲卸の業務の適正かつ健全な運営を確保するため業務又は会計に関し必要な改善措置を命じることができる。	卸売市場法の改正に伴い卸売業者の財務基準である流動比率、自己資本比率、三期連続の赤字についての規定を追加。 ・卸売市場の適正かつ健全な運営を維持するため
維持	72条	監督処分	・市長は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者、買出人、関連事業者及びその他の市場施設使用者に対し、条例、規則及び規定に基づく処分に違反したときは、許可の取り消し又は、業務の停止並びに承認等の取り消しを命じることができる。	改正卸売市場法における必須遵守事項の規定 ・市場における公正な取引を確保するため。
維持	73条	開設運営協議会	・市は、市場の開設又はその業務の運営に関し必要な事項を調査審議するため、開設運営協議会を置く。	卸売市場法の改正に伴い協議会の規定は廃止。 ・卸売市場の適正かつ健全な運営の確保、また、売買取引における業務運営に関し調査審議し、公正公平を維持するために市場関係者と開設者が協議する場が必要と考える。
廃止	—	市場取引委員会	・青果部及び水産物部市場取引委員会の設置	卸売市場法の改正に伴い取引委員会の規定は廃止。 ・売買取引のルールは、取引参加者同士の理解が必要。市場取引を公平かつ円滑に推進するために取引参加者同士が意見を出せる場として、取引参加者で組織する任意団体（市場協力会）にその組織を置き、活発な意見交換によって市場の適正な業務運営に繋げる。市は、そこに参加し必要な審議事項は、開設運営協議会に諮る。

※新条例附則について

1 (施行期日)

条例の公布日は、議決日（令和元年12月19日）但し書きは、卸売業者及び仲卸業者の業務の規制（兼業）においては、令和2年6月21日施行日前の承認申請を有効にするものと、11（規則への委任）は、この条例における規則の運用は、条例の公布日から始まっている旨の意味。（令和元年12月10日政策法務課へ確認済）従って、規則の公布日と条例の公布日が一致しなければならないという意味ではない。

2 (廃止される条例の項目)

・せり人の登録の更新、相対取引の承認申請等、市場外にある物品の卸売の禁止、卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止、卸売業者の物品の受託等の制限、委託手数料以外の報酬の收受の禁止、受託契約約款、受託契約約款の揭示、受託物品の受領及び検収、卸売物品の相手方の明示及び引取り、仕切り金及び送金、仕切り金及び送金に関する特約、買受代金の即時支払義務、卸売代金の変更の禁止、物品の品質管理の方法、市場取引委員会。以上が令和2年6月21日から廃止となる条例規定の項目。

・廃止する理由は、卸売市場法の改正により卸売市場法の規定の廃止によるものです。